

令和元年度 地方自治体の既存施策と連携した 歩行空間ネットワークデータ作成・活用に関する現地事業 実施箇所募集要領

1. 事業の目的

(1) 現地事業の経緯・概要

国土交通省では、ICT（Information and Communication Technology: 情報通信技術）を活用した歩行者移動支援サービスの普及展開に取り組んでいます。例えば、ICTを活用することで、車いすの方が通行可能なバリアフリールートスマートフォン等を通じてナビゲーションすることが可能となります。一方、このようなサービスを実現するためには、歩行空間上の段差や幅員等の情報をあらかじめデータ化しておく必要があります。さらに、作成されたデータを民間事業者等が活用して多様なサービスを創出できる環境づくりを進めており、オープンデータの考え方を取り入れ、既存の地図データやバリアフリー情報等のオープン化を推進しております。

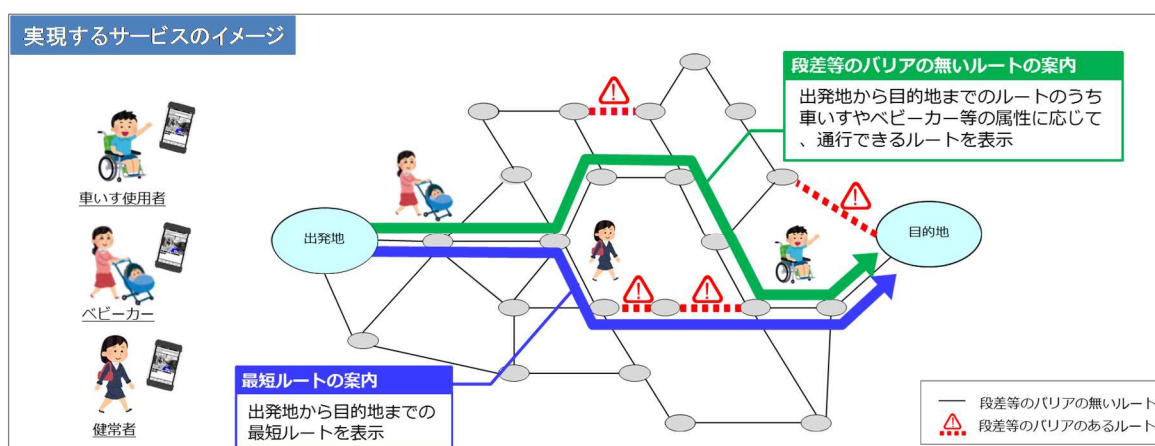


図1 ICTを活用した歩行者移動支援サービスのイメージ
(バリアフリールートのナビゲーションの例)

これまで歩行空間上の段差、幅員等の状況をデータ化するための仕様^(※1)、普及促進を目的としたガイドライン^(※2)や手引書^(※6)、先行的な取組をまとめた事例集^(※3)の作成や歩行空間上の段差、幅員等の状況を容易にデータ化するためのデータ整備ツール^(※4)、仕様に基づき作成されたデータを活用してバリアフリーマップを作成するツール^(※5)の提供を行っております。

また、平成30年5月に成立した改正バリアフリー法では、基本構想の作成につなげられるようバリアフリーの方針を定めるマスタープラン制度が創設されました。また、市区町村は作成したマスタープランに基づいてバリアフリーマップの作成に必要な情報提供を公共交通事業者等に求めることができるようになり、今後、市区町村においてバリアフリーマップ整備が進むと考えられます。さらに、官民データ活用推進基本計画の策定を受け、自治体においては保有する各種情報のオープンデータ化が進められ、バリアフリーに係るデータ整備においても、電子化による業務の効率化が求められます。

このような状況を踏まえ、自治体におけるバリアフリーに関する情報整備の効率化を図りながら、情報をより一層有効活用するために歩行者移動支援に資するデータの

整備を促進するための方策として、自治体等の既存施策との連携することが有効と考えられることから、このたび、「地方自治体の既存施策と連携した歩行空間ネットワークデータ作成・活用に関する現地事業」を実施することとしました。

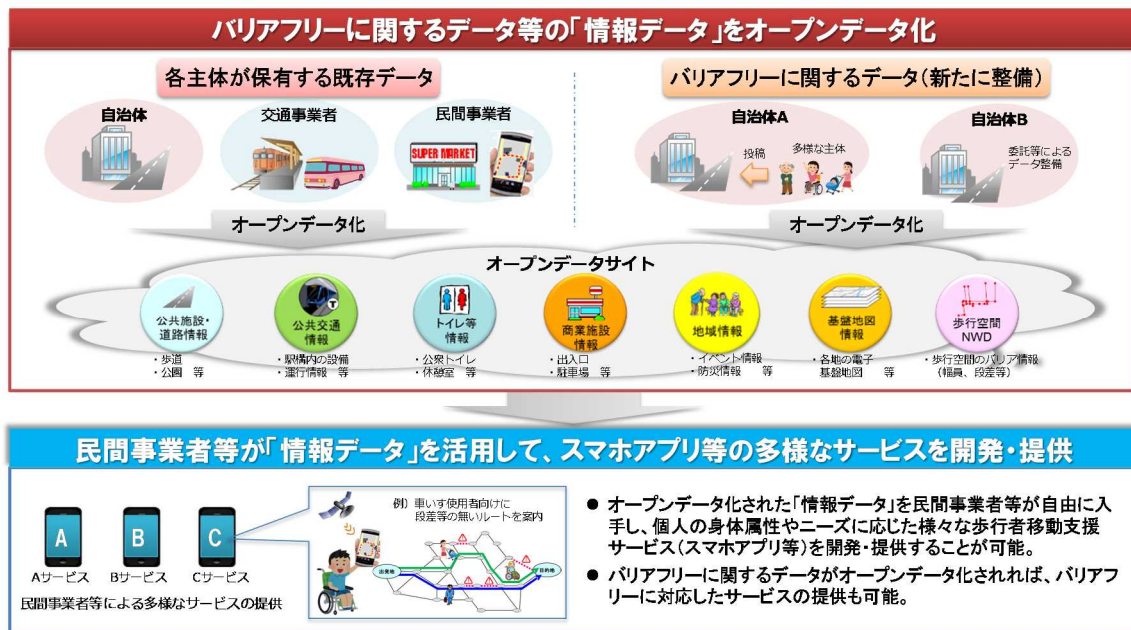


図2 オープンデータの考え方に基づくサービス創出のイメージ

(2) 実証で検証する内容及び成果の取扱い

「地方自治体の既存施策と連携した歩行空間ネットワークデータ作成・活用に関する現地事業」(以下「実証」という。)は、ICTを活用した歩行者移動支援サービスの本格的な展開に向け、自治体等が実施する観光や道路管理、防災等の既存施策において実施するバリアフリー調査と連携した歩行者移動支援に資するデータの整備、整備したデータの公開等を実施します。なお、「バリアフリー調査」とは、観光マップ、避難ルートマップの整備や道路のバリアフリー化の検討等のために歩行経路や公共施設等のバリアフリーの状況を確認するための調査のこととします。

実証では、一連の取組みを踏まえ、下表について確認することとし、得られた知見・ノウハウは、「効率的な歩行空間ネットワークデータ等の整備に向けた手引き^(※6)」(以下「手引き」という。)の改訂等に活用します。

また、実証で整備するデータは、実証終了後も参加する団体にてご利用いただけます。さらに、本取組内容は、手引きや国土交通省のホームページにて事例として掲載し全国に紹介します。

表1 実証で検証する内容

検証項目	検証内容
既存施策との連携によるデータ整備・更新に関する検証	観光や道路管理、防災等の既存施策において実施するバリアフリー調査と連携した歩行空間ネットワークデータ等の整備を実践し、既存施策との連携によるデータ整備の可能性や方法・留意点を確認。
歩行空間ネットワークデータ等の多用途への活用に関する検討	歩行空間ネットワークデータ等の、公物、道路等の管理や観光、防災等への具体的な活用方法を検討。また多用途への活用が歩行空間ネットワークデータ等の整備促進のインセンティブにつながるか確認。

(3) 参考資料

- (※1) 「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」 (平成 30 年 3 月版)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001177504.pdf>
- (※2) 「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組に関するガイドライン」
(平成 30 年 3 月版)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001244376.pdf>
- (※3) 事例集①：オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスの取組
(平成 27 年度、3 地区)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181964.pdf>
事例集②：ユニバーサル社会に対応した歩行者移動支援に関する現地事業
(平成 23～25 年度、14 地区)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001181965.pdf>
事例集③：歩行者移動支援サービスの実現に向けた地方公共団体での取組
(平成 23～25 年度、14 地区)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001244377.pdf>
事例集④：民間団体等が提供する歩行者移動支援サービスの先進的な取組
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001244378.pdf>
- (※4) 歩行空間ネットワークデータ整備ツール (試行版)
(URL)
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000041.html
- (※5) バリアフリーマップ作成ツール
(URL)
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000043.html
- (※6) 「効率的な歩行空間ネットワークデータ等の整備に向けた手引き (案) ～全国でシームレスなバリアフリーマップの実現に向けて～」 (平成 31 年 3 月版)
(URL) <http://www.mlit.go.jp/common/001283317.pdf>
- (※7) 歩行空間ネットワークデータ
段差や幅員などのバリア情報を含んだ歩行経路の状況を表すデータです。「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」(平成 30 年 3 月版)^(※1)に基づき作成します。データ項目や作成例等については、以下の URL を参照ください。
(URL)
http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/seisakutokatsu_soukou_tk_000026.html

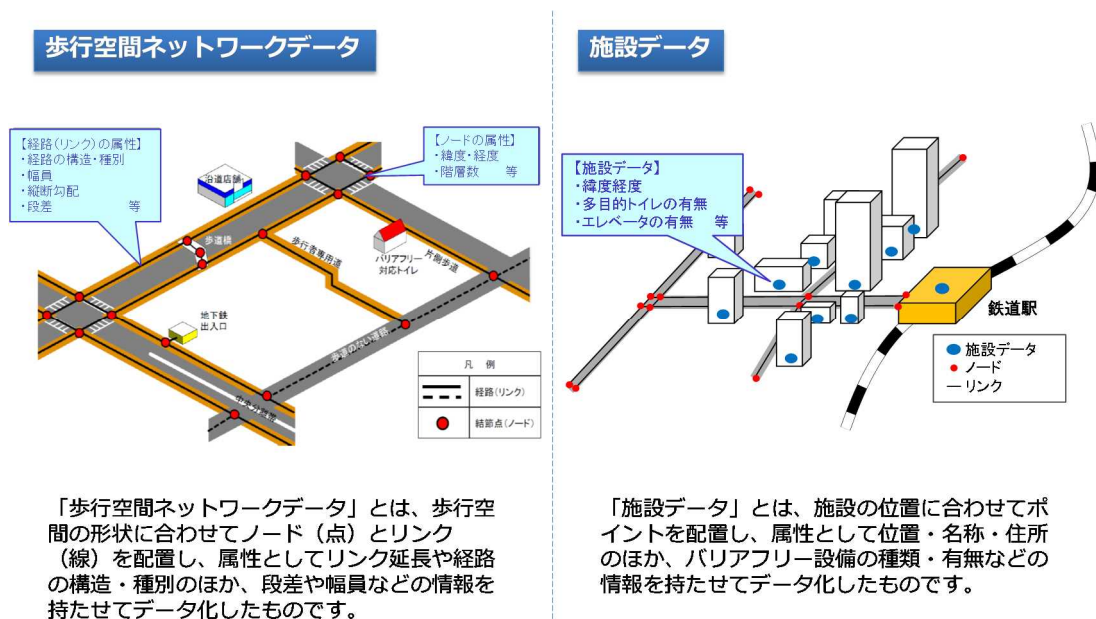


図3 歩行空間ネットワークデータ、施設データのイメージ

2. 事業の概要

(1) 対象者

観光マップ、避難ルートマップの整備や道路のバリアフリー化の検討等の自治体
が実施する施策において歩行経路のバリアフリー調査等の実績がある、または本年度
以降にバリアフリー調査等の具体的な計画をしている、自治体又は地域の社会福祉協
議会、観光協会等とします（以下「実施主体」という。）。なお、「バリアフリー調
査」とは、観光マップ、避難ルートマップの整備や道路のバリアフリー化の検討等
のために歩行経路や公共施設等のバリアフリーの状況を確認するための調査のことと
します。

(2) 実証箇所

実証の実証箇所は、2箇所を予定しています。

（但し、非選定箇所に対しても取組を自主的に実施される場合には、問合せ対応
等の支援を実施する予定です。）

(3) 実証概要（実施主体の実施内容）

実証では、観光マップ、避難ルートマップ整備等の実施にあわせ、実施主体が
バリアフリー情報等を収集するとともに、収集した情報を用いて、歩行空間ネッ
トワークデータや施設データを整備します。整備したデータは、オープンデータ
として実施主体のホームページ等で公開します。

なお、実証の実証主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。実証は、実施主体が主体的に携わりますが、国土交通省が委託するデー
タ整備等の支援業務の受託者（民間事業者）と連携し実施するものとします。

(ア) 計画立案

実証の実証に際し、バリアフリー調査の実証方法、実証体制、調査結果の
データ化の進め方等について検討し、事業全体の計画を立案します。実証体制
は、実施主体外の団体も含めて検討します。

(イ) 調査内容・方法の検討

実証で実施するバリアフリー調査は、実施主体がこれまで実施している調
査方法を基本とし、その中で歩行空間ネットワークデータや施設データの整備
が実施できるようにします。そのため、実施主体がこれまで実施している調査
の内容と、歩行空間ネットワークデータ等整備仕様の定義項目とを比較の上、
バリアフリー調査で確認する内容と確認方法について具体的に検討します。

(ウ) バリアフリー調査の準備

(ア) (イ) の結果を踏まえ、バリアフリー調査の手順書等、実施に当た
り必要な資料の作成、調査関係者との調整等、バリアフリー調査に向けた準備
を実施します。

(エ) バリアフリー調査

計画内容に基づき、調査エリア内でのバリアフリー調査を実施します。な
お、歩行経路の調査エリアは、歩行空間ネットワークデータの総整備延長を
30 km程度(※8)とし設定するものとします。また、施設データは、主に公共施
設を対象とし30箇所程度とします。施設に関する調査では、自治体等にて保
有している施設台帳等の既存資料を用いても良いものとします。

(※8) 平成 29 年度「オープンデータを活用した歩行者移動支援サービスに関する現地事業」では「福島県会津若松市」「兵庫県姫路市」、平成 30 年度「バリアフリー調査と連携したデータ作成に関する現地事業」では「神奈川県川崎市」「大阪府大東市」で歩行空間ネットワークデータを整備しています。その整備範囲は、別紙 2 を参照ください。

(オ) 調査結果のデータ化

バリアフリーに関する現地調査の結果をとりまとめデータ化します。また、データ化の結果を用いて、歩行空間ネットワークデータと歩行経路周辺にある施設のデータを作成します。

データ化の作業では、実施主体がこれまで実施している調査結果のデータ化・データ管理の方法等も参考に実施します。歩行空間ネットワークデータと施設データの作成は、「歩行空間ネットワークデータ等整備仕様」（平成 30 年 3 月版）に基づき実施します。

(カ) データの多用途への活用検討

歩行空間ネットワークデータ等を自治体等が実施する観光マップ、避難ルートマップ、道路管理等の既存施策へ活用可能な分野を整理するとともに、具体的な活用方法を検討します。

(キ) オープンデータ化

(オ) で作成した歩行空間ネットワークデータと施設データを、実施主体のホームページ、国土交通省「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」等でオープンデータとして公開します。

(ク) 事業成果のとりまとめ

(ア) ～ (ク) の実施内容を実証の成果として取りまとめ報告書を作成します。また、実証を通じて作成したデータの多用途への利用可能性を検証し、取りまとめた結果もあわせて報告書を作成します。

* (ア) ～ (ク) の取組を円滑に実施するため、必要に応じて関係者による打合せを実施します。

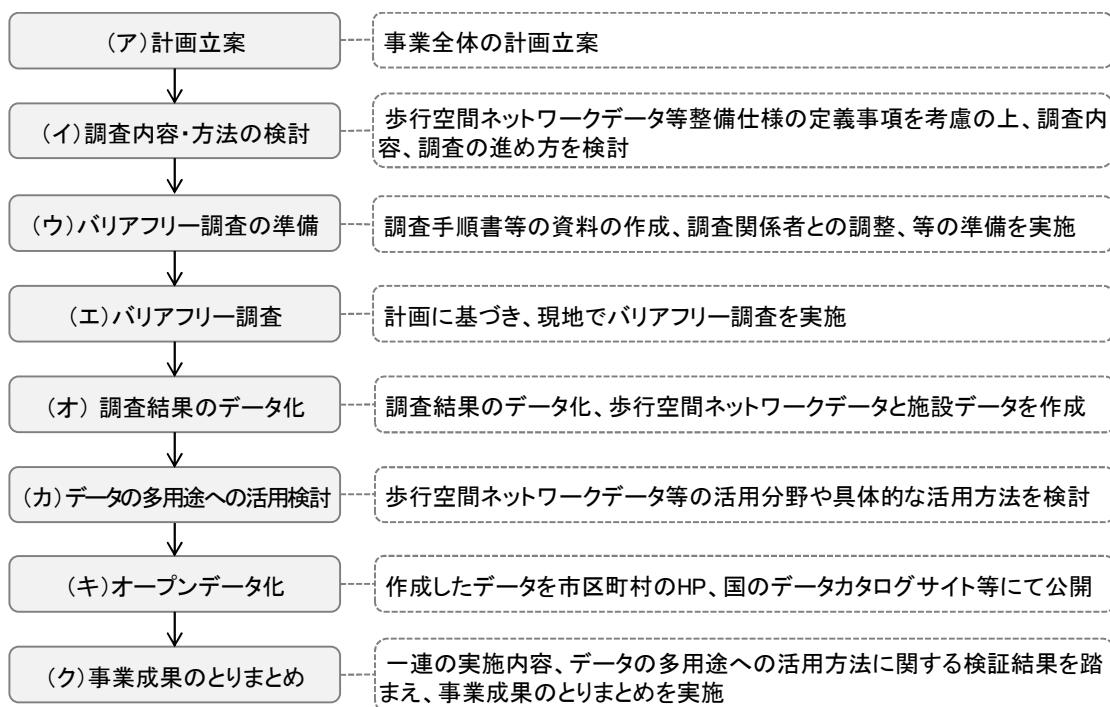


図 4 実証実施の流れ

(4) 実証支援業務（民間事業者）の実施内容

国土交通省は、本実証の公募にて選定する実施主体を支援するための業務を民間事業者に委託します。

民間事業者は、(3) に記す実施内容について実証実施主体の支援をします。

民間事業者が実施する内容は、下表の通り予定しています。なお、実証にあわせ実施主体にて独自に行う取組に関して、下表に記載されている項目以外のものについては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

表 3 実証支援業務（民間事業者）の実施内容

No	項目	内容
1	実証支援	
	(ア) 計画立案支援	実証全体の計画立案を支援する。
	(イ) 調査内容・方法の検討支援	調査内容と方法の検討において、実施主体が観光マップ、避難ルートマップ整備等の既存施策の中で実施しているバリアフリー調査の内容と歩行空間ネットワークデータ等整備仕様の定義項目とを比較検証し、その結果を踏まえた調査内容と調査方法の検討を支援する。
	(ウ) バリアフリー調査の準備支援	バリアフリー調査の実施に当たり必要となる資料の作成等、事前準備に係る作業を支援する。
	(エ) バリアフリー調査支援	調査計画に基づき、バリアフリー調査を実施し、歩行経路等のバリアフリーに関する情報収集を支援する。
	(オ) 調査結果のデータ化支援	バリアフリー調査で収集した情報をデータ化し、そのデータを用いた、歩行空間ネットワークデータと歩行経路周辺にある施設のデータの作成を支援する。 データ化に際し、実施主体がこれまで実施している調査結果のデータ化・データ管理の方法等を確認し参考とする。
	(カ) データの多用途への活用検討	自治体等で実施する歩行空間ネットワークデータ等の活用分野や具体的な活用方法等の検討を支援する。
	(キ) オープンデータ化支援	(オ) で作成した各種データをオープンデータとして公開する作業（データフォーマットの変換等）を支援する。
	(ク) 事業成果のとりまとめ支援	(ア) ～ (カ) の実施内容のとりまとめを支援する。
2	問合せ対応	選定箇所、非選定箇所における取組に関する問合せへの対応を行う。

(5) 実証の公表

実証の成果については、以下に示す通り公表することを予定しています。

- ① 実証で得られた知見・取組概要について、手引き等に記載するとともに、国土交通省のホームページにも掲載する予定としています。
- ② 実証の取組概要について、国土交通省が開催する「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」にて報告していただくことを予定しています。
- ③ 実証で作成した歩行空間ネットワークデータ及び施設データについて、国土交通省の「歩行者移動支援サービスに関するデータサイト」^(※9)、G 空間情報センター^(※10)、データカタログサイト (DATA.GO.JP)^(※11)においても、オープンデータとして掲載する予定としています。

- (※9) 歩行者移動支援サービスに関するデータサイト（国土交通省）
(URL) <https://www.hokoukukan.go.jp/top.html>
- (※10) G 空間情報センター
(URL) https://www.geospatial.jp/gp_front/
- (※11) データカタログサイト（DATA.GO.JP）
(URL) <http://www.data.go.jp/>

(6) 実施期間

実証の実施期間は、令和2年2月までです。

(7) 実施の範囲

実証は、「2. (3) 実証概要（実施主体の実施内容）」に記述する実施事項を対象とします。実証以降に実施主体で実施するバリアフリー調査、データのメンテナンス、オープンデータ化、観光マップや避難ルートマップの作成・印刷等の取組みは対象外です。

3. 募集について

応募にあたっては、別添の様式に従い以下の内容を記述して下さい。様式の記載欄が不足する場合、適宜調整してください。

(1) 提案書の記述内容

1) 応募者等

自治体、地域の社会福祉協議会や観光協会の名称や構成機関を記述します。

なお、協議会または協会での応募申請の場合は、以下の応募資格を有する協議会のみとなります。応募段階で協議会またはが設置されていない場合は、選定後、実証開始までに協議会の設置を行うことにします。

【応募資格】

- ・実証の主体となる自治体が明らかであること。

2) バリアフリーに関する取組の状況

応募団体が実施しているバリアフリーに関する取組の概要、これまでのバリアフリー調査の実施状況、バリアフリーマップの作成以外でのバリアフリー調査結果の活用状況について記述します。

- * 取組実績がなく、令和元年度からバリアフリーに関する取組を実施する場合は、計画内容を記述します。

3) 活用を想定する分野に関する取組の状況

応募団体が活用を想定する分野に関して実施している取組概要(観光、防災等)、観光マップや避難ルートマップ等の整備状況、観光マップや避難ルートマップ等におけるバリアフリー情報の掲載状況について記述します。

- * 観光マップや避難ルートマップ等の整備実績がなく、令和元年度から観光マップの整備を実施する計画の場合は、計画内容を記述します。

4) 実施体制

実証を実施するために予定している関係部署・団体と役割を記述します。また、応募時点の関係部署・団体との調整状況、実現性を記述します。

5) 取組内容

実証における取組内容として以下を記述します。

- ① バリアフリー調査で収集する情報の種類とその決定方法、バリアフリー調査の方法
- ② バリアフリー調査及びデータ整備を行う対象エリアとその選定の考え方

6) データの活用方法

バリアフリー調査で収集する情報や、収集情報等を用いて作成する歩行空間ネットワークデータや施設データの活用方法を記述します。バリアフリーマップ作成やバリアフリー情報を閲覧できる地図サイト等での利用だけでなく、多用途での活用方法について既に実施している事項または、計画している事項を記述します。

7) データのメンテナンス

実証で整備するデータの更新頻度や更新を実施する主体、更新方法等を現時点で想定する内容を具体的に記述します。

8) オープンデータに関する取組状況

自治体等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化の状況、今後のオープンデータに関する取組予定について記述します。

(2) 応募書類の提出

1) 受付期間

応募書類の提出締切は、令和元年8月9日（金）（17：00 必着）まで

2) 提出書類

- ① 応募申請書（押印したもの）及び提案書(別添様式) 1部
- ② ①の電子データ（Word等）を納めたCD-R 1部

3) 提出方法

上記の提出書類（①及び②）を一つの封筒に収め、「3.（5）問合せ及び提出先」へお持ちいただくか、もしくは郵送等（宅配便、バイク便等を含む）により提出してください。封筒には、「令和元年度 地方自治体の既存施策と連携した歩行空間ネットワークデータ作成・活用に関する現地事業 応募書類在中」と赤字で明記してください。

郵送等の過程において、何らかの事情により応募書類が未着となった場合の責任は一切負いかねますので、あらかじめご了承ください。郵送等の場合は、簡易書留扱いにする等、発送と到着の確認ができる方法での送付を推奨します。

4) 受付通知書

応募書類の受領後、受付の連絡をいたします。応募書類の提出後1週間を経過しても連絡がない場合には、「3.（5）問合せ及び提出先」にご連絡ください。なお、応募書類に不備等があるときは、審査されないことがあります。

5) その他

提出された応募書類は返却しませんので、必ず写し等を手元に保管しておいてください。また、応募申込及び選定の過程における応募書類・追加資料の作成・提出等に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 選定方法

提出された提案書については、「ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会」の外部有識者の助言・意見を踏まえ、以下の「選定に必須の条件」を確認し、「選定を優位に評価する要件」を考慮の上、総合的に評価を行います。

【選定に必須の条件】

- ① バリアフリー調査等のバリアフリーに関する取組の実績、本年度以降に実施するバリアフリー調査等の具体的な計画が示されていること。（バリアフリー調査の実績がない場合は、本年度以降の計画のみが示されていること。）
- ② バリアフリー調査結果を活用する自治体等の既存施策の取組概要や活用方法が具体的に示されていること。
- ③ 実証で整備するデータの多用途での活用を検討している。例えば、観光、防災等への活用。

【選定を優位に評価する要件】

- ① 実証の実施体制構築のための関係部署・団体等と調整を図る準備ができていること。
- ② バリアフリー調査で収集する情報、調査項目が具体的に提案されている。
- ③ 実証で整備するデータのメンテナンス方法が具体的に提案されている。
- ④ 取組内容について、他地域への普及の容易性の観点から優れた提案をしている。
- ⑤ 自治体等の業務にて整備された様々なデータのオープンデータ化を実施していること。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、応募者あてに連絡します。また、国土交通省のホームページ等において選定した実施主体及び実施箇所を公表します。

非選定となった場合は、応募者へ連絡のみとします。なお、非選定となっても取組を自主的に実施される場合には、国土交通省より問合せ対応等の技術的な助言を行う予定です。

(5) 問合せ及び提出先：

国土交通省総合政策局総務課（総合交通体系担当）歩行者移動支援担当者
〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-2 中央合同庁舎第2号館 12階
電話：03-5253-8794（直通）

4. 事業費の負担

本実証では、実施主体に対して国土交通省から事業費を交付するものではありません。また、実証とあわせて、実施主体が独自に行う取組に関しては、実施主体の負担にて実施していただくこととなります。

5. その他

(1) 実施方法

国土交通省は、実施主体と緊密に連携して本実証の実施を支援する民間事業者と委託契約を締結しています。なお、実証の実施箇所として選定された実施主体には、民間事業者の支援を受け、主体的に携わっていただきます。

(2) 実施内容

本実証は、募集時に提出された申請書の内容に基づき実施しますが、実証のとりまとめの方向性等を考慮し、実施内容を調整する可能性があります。

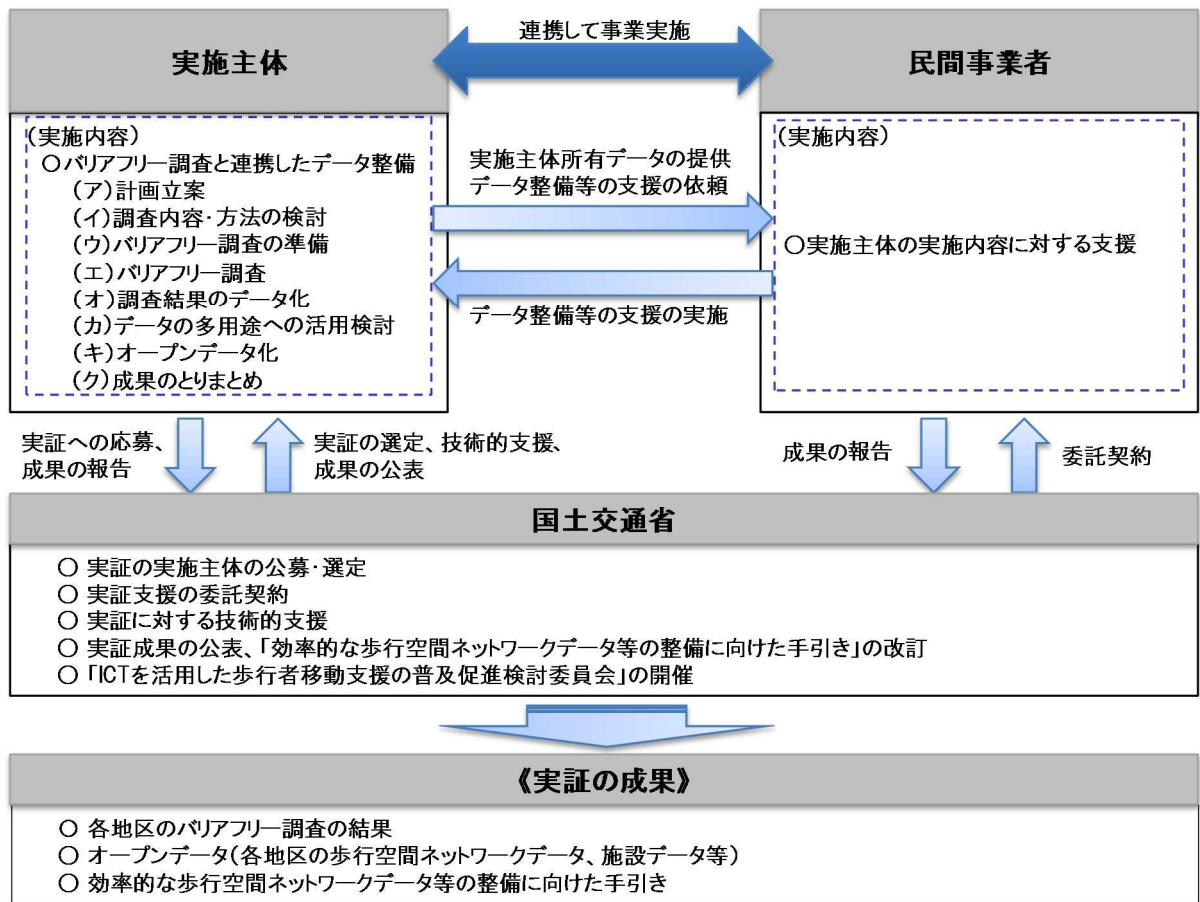
(3) スケジュール

本実証の実施スケジュールは、概ね以下のとおりと想定しています。ただし、諸事情により、変更することがあります。なお、別途、実施中に進捗状況等について報告を求めることがあります。

表4 実施スケジュール（予定）

実施スケジュール		実施主体 (実証に関する事項)	民間事業者 (別途契約予定)	国土交通省 (有識者委員会等)
令和元年	7月 ～8月	募集開始 (7/1)	—	—
	8月	募集締切 (8/9) 選定通知 (8/下旬)	—	有識者委員会 →実施箇所の選定
	9月 ～12月	事業の実施 ・計画立案 ・調査内容・方法の 検討 ・バリアフリー調査 の準備 ・バリアフリー調査 等	実証実施の支援	—
令和2年	1～3月	成果とりまとめ →委員会での報告 データのオープンデ ータ化	成果とりまとめ支援	有識者委員会 →実施結果の報告 取組概要・成果等を 基に手引きに反映し 公表

(別紙1) 実証実施のスキーム



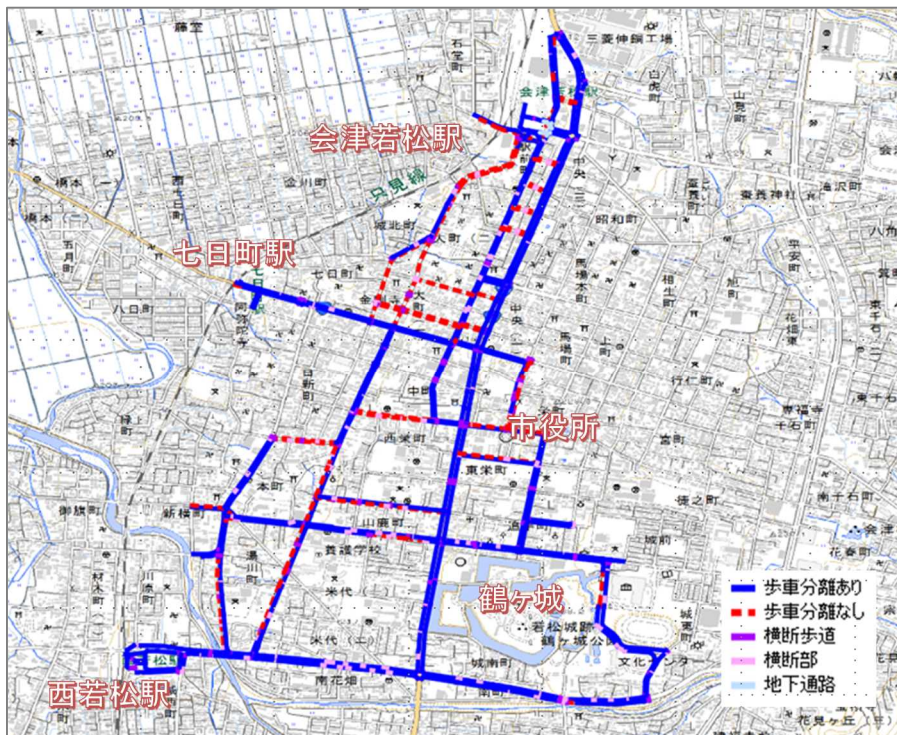
- ・実証の実施に当たり、国土交通省と実施主体の間での契約行為はありません。
- ・実施主体は、計画立案の上、民間事業者（国土交通省からの委託者）と協議しながら、実証を実施します。

(別紙2) 歩行空間ネットワークデータの整備範囲例

① 福島県会津若松市の例

高齢者や障害者等が多く利用すると考えられる会津若松市交通バリアフリー基本構想の特定道路を考慮してデータ整備路線を選定。特定道路以外に駅周辺等の歩行者の通行が多い経路を選定。

<歩行空間ネットワークデータ：リンク総延長 約 34 km>



<バリアフリーマップ作成例>

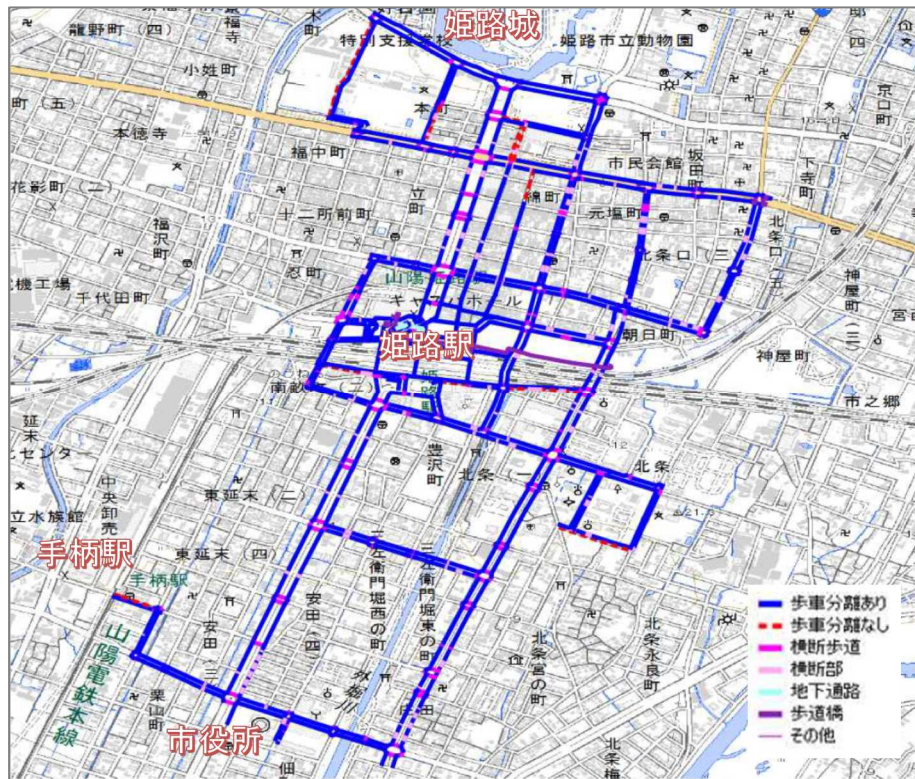


* 国土交通省「バリアフリーマップ作成ツール^(※)」と歩行空間ネットワークデータを用いて作成。
 (※) http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/soukou/sogoseisaku_soukou_tk_000043.html

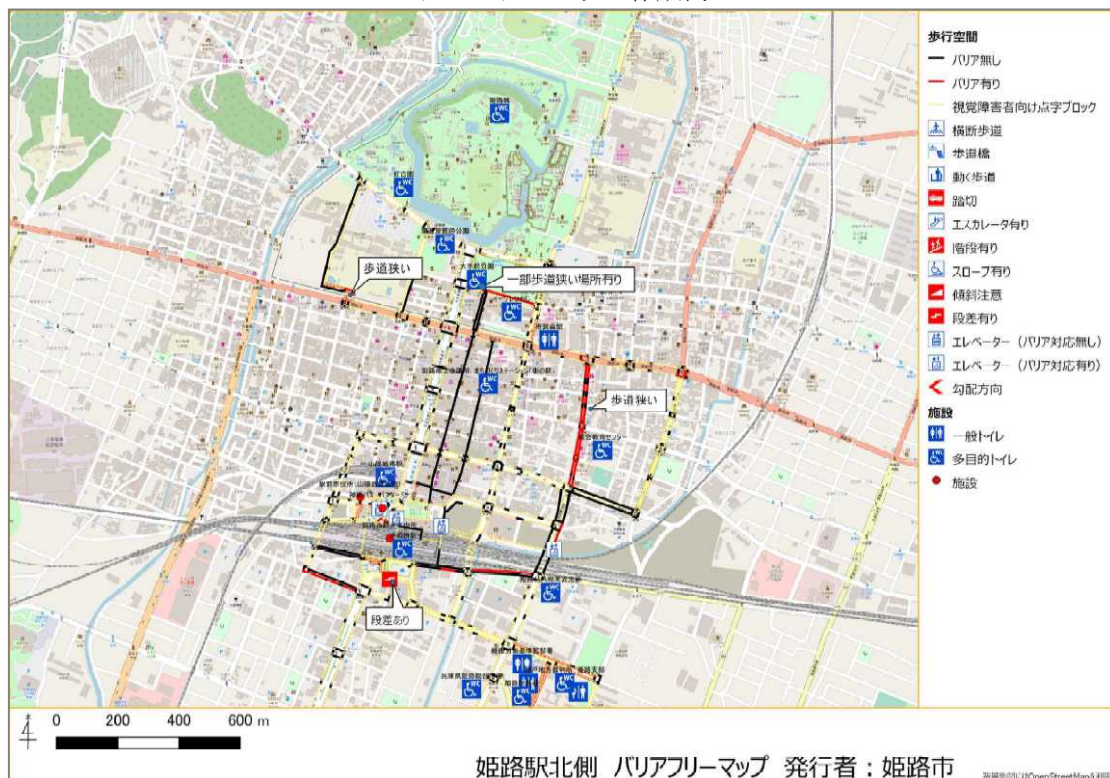
② 兵庫県姫路市の例

姫路市バリアフリー基本構想における生活関連施設をつなぐ生活関連経路を網羅するようにデータ整備路線を設定。生活関連経路以外にもアーケード街や市役所周辺の経路等、歩行者が多く通行する経路を選定。

<歩行空間ネットワークデータ：リンク総延長 約 35 km>



<バリアフリーマップ作成例>



*国土交通省「バリアフリーマップ作成ツール」と歩行空間ネットワークデータを用いて作成。